

協議会だより

大川圏域地域
自立支援協議会
平成 26 年 1 月 6 日
第 2 号

大川圏域地域自立支援協議会とは、

大川圏域地域自立支援協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第 89 条の 3 の規定に基づき、東かがわ市及びさぬき市内の障害者及び障害児が自立した日常生活を営むことができるよう、障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うことを目的としています。

簡単に言えば、自分たちが暮らしている地域を良くしようと思う人々（関係者）のネットワークの場です。

計画相談（サービス等利用計画作成）の導入が始まっています

障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメント（※1）によりきめ細かく支援するため開始された仕組みです。平成 24 年度から順次導入し、平成 26 年度までに全ての方に実施されます。



対象となるのは

- ・ 障害福祉サービスを申請した障害者又は障害児
- ・ 地域相談支援を申請した障害者
- ・ 障害児通所支援を申請した障害児

の方で、指定を受けた特定相談支援事業者又はそれ以外の者が作成する計画（セルフプラン）を市町村に提出し、サービスの支給を受けるという流れになります。

大川圏域地域自立支援協議会では、定期的に相談支援部会を開催しており、圏域内の相談支援事業所と行政が集まって、より良いケアマネジメントを行うために意見交換や個別事例検討を行いながらレベルアップを図っています。

サービス等利用計画とは、

サービス利用の希望がある方の心身や生活の状況等のアセスメント（※2）を行い、生活に対する意向や生活全般の解決すべき課題、提供される各サービスの目標、種類、内容等を記載した総合的な計画です。

サービス利用後は、定期的にモニタリング（※3）を行い、計画やサービス等に変更がないかを確認しながら、モニタリングの結果を市町村に報告し、適切なサービス利用等ができるよう担当事業者が支援を行います。

※1：対象者の社会生活上でのニーズを充足させるため、適切な社会資源と結びつける手続きのこと。

※2：生活ニーズを把握するとともに充足する方法や社会資源の検討を行うこと。

※3：計画に基づいてサービスが計画どおり実施されているかどうか等を確認すること。

協議会だよりの発行

協議会の活動を広く知っていただくことと、めまぐるしく変化する障害福祉施策の情報をお知らせするため、定期的に協議会だよりを発行します。



問い合わせ先：さぬき市長寿障害福祉課 Tel.0879-52-2516 東かがわ市福祉課 Tel.0879-26-1228